変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十七年十一月三十日

名称　博奕礁灯台
位置　所在地　福埼（宮崎県延岡市）の北東方約二・九キロメートル
北緯　三二―四〇―三九
東経　一三一―四八―五二
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十七年十二月一日

名称　小松島灯台
位置　所在地　徳島県小松島市（東山）
北緯　三四―〇一―〇四
東経　一三四―三五―四二
変更した事項　光度　五、六〇〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
変更年月日　平成二十七年十二月四日

名称　周防立石灯台
位置　所在地　山口県山口市（立石）
北緯　三三―五九―一五
東経　一三一―二二―四七
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・五メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十七年十二月四日

名称　細島港番所鼻灯浮標
位置　所在地　宮崎県細島港（番所鼻の北方約八〇メートル）
北緯　三二―二五―四五
東経　一三一―四〇―一三
変更した事項　光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　平成二十七年十二月七日

名称　徳山下松港地ノ筏灯台
位置　所在地　山口県徳山下松港第一区（地ノ筏）
北緯　三四―〇二―五六
東経　一三一―四七―〇〇
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　地上から構造物の頂部まで七・八メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十七年十二月八日

名称　女川港南仮設灯浮標
位置　所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・五キロメートル）
北緯　三八―二六―〇八
東経　一四一―二七―五五
変更した事項　位置　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・六キロメートル）
北緯　三八―二六―〇九
東経　一四一―二七―五一
変更年月日　平成二十七年十二月八日
記事　一時変更

名称　女川港北仮設灯浮標
位置　所在地　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・四キロメートル）
北緯　三八―二六―一〇
東経　一四一―二七―五八
変更した事項　位置　宮城県女川港（四子ノ埼灯台の西方約五・三キロメートル）
北緯　三八―二六―一二
東経　一四一―二七―五四
変更年月日　平成二十七年十二月八日
記事　一時変更

名称　八重根港防波堤灯台
位置　所在地　東京都八重根港（防波堤外端）
北緯　三三―〇五―五二
東経　一三九―四六―三三
変更した事項　位置　東京都八重根港(1)防波堤外端）
北緯　三三―〇五―四七
東経　一三九―四六―二七
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・八メートル　平均水面上から灯火まで一九メートル
変更年月日　平成二十七年十二月九日

名称　青島灯台
位置　所在地　徳島県阿南市（青島）
北緯　三三―五五―二六
東経　一三四―四三―一二
変更した事項　光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十七年十二月九日

名称　香形岬灯台
位置　所在地　北海道利尻郡利尻町（香形岬）
北緯　四五―一一―一〇
東経　一四一―〇七―四八
変更した事項　灯質　単閃白光　毎三秒に一閃光
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
七・五海里
変更年月日　平成二十七年十二月十日

名称　伊平屋島灯台
位置　所在地　沖縄県島尻郡伊平屋村（田名埼）
北緯　二七―〇五―三四
東経　一二八―〇一―一一
変更した事項　位置　沖縄県島尻郡伊平屋村（田名埼）
北緯　二七―〇五―二九
東経　一二八―〇一―一四
記事　補正

高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで五九メートル
変更年月日　平成二十七年十二月九日

○北海道開発局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月六日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
かすみがうら市市川字宅地後二番二から石岡市八軒台一八九一番一まで	前	A　一二・五〇～六六・五〇	メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　〇・〇〇～二四七・四〇	キロメートル	
	後	A　一二・五〇～六六・五〇	メートル	
		B・C　〇・〇〇～二四七・四〇	キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月六日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
かすみがうら市市川字宅地後二番二から石岡市八軒台一八九一番一まで	前	A　一二・五〇～六六・五〇	メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　〇・〇〇～二四七・四〇	キロメートル	
	後	A　一二・五〇～六六・五〇	メートル	
		B・C　〇・〇〇～二四七・四〇	キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○北海道開発局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月六日

北海道開発局長　本田　幸一